

福島復興再生計画（案）について

令和 8 年 3 月 9 日
新生ふくしま復興推進本部
福島イノベーション・コースト構想推進本部

1 法定意見聴取等の結果

- 福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画について、福島復興再生基本方針の改定（令和 7 年 1 2 月 1 6 日）等を踏まえ、第 157 回合同本部会議（令和 8 年 1 月 3 0 日）において改定案を提示。
- その後、市町村等への法定意見聴取を実施（2 月 1 8 日期限）するとともに、県民意見公募（パブリックコメント）を実施（2 月 2 4 日期限）した。

（1）県内 59 市町村長
意見なし。

（2）規制の特例措置の実施主体等

- 産業復興再生事業の実施主体 意見なし。
- 福島国際研究教育機構 意見なし。
- 農用地利用集積等促進事業及び農用地効率的利用促進事業の実施区域内にある農用地を管轄する農業委員会 意見なし。
- 農用地利用集積等促進事業の実施区域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構 意見なし。

（3）県民意見公募（パブリックコメント）
意見なし。

2 福島復興再生計画（案）

上記を踏まえ、資料 1－2（概要）、資料 1－3（内容）、資料 1－4（本文案）のとおりとしたい。

3 内閣総理大臣への認定申請

御了承いただいた後、復興庁へ申請したい。